いちご訪問看護ステーション利用料金　＜医療保険＞

利用料金

利用料金は、医療保険の法廷利用料に基づく下記の金額で、利用者の健康保険・後期高齢者医療保険など該当保険の自己負担割合分がかかります。

また、医療保険での訪問看護利用料金は医療費助成の対象となりますので、申請されている方は申し出てください。

・後期高齢者医療	１割負担または一定所得以上は３割負担
・国民保険・社会保険	３割負担。但し、高齢受給者の方は２割。 または一定所得以上は３割負担。義務教育就学前は２割負担。
・福祉医療制度 （重度障害•乳幼児医療等）	１割～3 割負担。（償還払い）
・公費負担医療制度	免除。但し、障害者自立支援法による自立支援医療等は、負担上限額があります。

（1）　基本利用料

項目	１割負担	２割負担	３割負担	備考
月１回目（１日につき） 訪問看護基本療養費Ⅰ　5,550 円 訪問看護管理療養費　7,670 円 合計　13,220 円	1,322 円	2,644 円	3,966 円	月の初日のみ
月２回目以降（1 日につき） 訪問看護基本療養費Ⅰ　5,550 円 訪問看護管理療養費　3,000 円 合計　8,550 円	855 円	1,710 円	2,565 円	基本療養費 ３日/週まで
※1．週４回目以降（1 日につき） 訪問看護基本療養費Ⅰ　6,550 円 訪問看護管理療養費　3,000 円 合計　9,550 円	955 円	1,910 円	2,865 円	基本療養費 ４日/週以降分
※2．訪問看護基本療養費Ⅲ　8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円	入院中の外泊時の訪問（入院中１回）

※1．厚生労働大臣が定める疾患または特別管理加算対象者の場合、週４日以上の訪問看護が認められています

※2．厚生労働大臣が定める疾病等の場合は、入院中２回可能

（2）　加算料金

項　目	１割負担	２割負担	３割負担	備　考
難病等複数回訪問看護加算				
１日に２回の場合　4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	
１日に３回の場合　8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	
※厚生労働大臣が定める疾患または特別訪問看護指示書の場合、１日に２回又は３回の訪問看護を行った場合。				
複数名訪問看護加算				
看護職員と看護師等の場合　4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	週１回を限度
看護職員と准看護師等の場合　3,800 円	380 円	760 円	1,140 円	週１回を限度

看護職員と看護補助者の場合	3,000 円	300 円	600 円	900 円	週３回を限度
看護職員と看護補助者が同じ日に複数回訪問を行った場合					
１日に１回の場合	3,000 円	300 円	600 円	900 円	※別に厚生労働大臣の定めあり
１日に２回の場合	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	
１日に３回以上の場合	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
※厚生労働大臣が定める基準内容に該当する時、同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合。					
長時間訪問看護加算	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円	週１回を限度
※別に厚生労働大臣が定める者の場合は、週３回を限度　※　訪問時間が 90 分を超えた場合。					
退院時共同指導加算	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	月２回まで
※退院・退所時に病棟の医師や看護師と共に在宅での療養上の指導をした場合、その内容を文章により提供します。なお、特別な管理を必要とする対象の方は特別管理指導加算として 2,000 円上乗せされます。					
退院支援指導加算					
※訪問看護師が退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合。					
	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	
※厚生労働大臣が定める者に対し、合計時間が 90 分を超えて療養上必要な指導を行った場合。					
	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円	
在宅患者連携指導加算	3,000 円	300 円	600 円	900 円	月１回
※利用者の同意を得て、医療関係職種間で文章により共有した情報をもとに、訪問看護師が利用者（家族）へ指導を行うと共に、その指導内容や療養上の留意点について他職種に情報提供した場合。					
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円	月２回
※利用者の急変等に伴い、主治医の求めにより医療関係職種等が一堂に会してカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行った場合。					
２４時間対応体制加算	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	月１回
※利用者またはその家族から２４時間連絡・対応の希望があり、同意を得た場合。					
緊急訪問看護加算	2,650 円	265 円	530 円	795 円	１日につき１回
※診療所・在宅療養支援病院の指示により緊急に訪問看護を実施した場合。					
夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円	210 円	420 円	630 円	
※夜間（午後６時から午後１０時まで）、および早朝（午前６時から午前８時まで）に訪問看護を行った場合。					
深夜訪問看護加算	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	
※深夜（午後１０時から午前６時まで）に訪問看護を行った場合。					
特別管理加算	2,500 円	250 円	500 円	750 円	月１回
※在宅酸素療法指導管理等を受けている状態・真皮を超える褥瘡の状態・人工肛門又は人工膀胱を使用している状態・点滴注射を週３日以上行う必要がある状態等					
特別管理加算(重症度の高い場合)	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	月１回
※在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態・尿道留置カテーテルを使用している状態・経管栄養の為のカテーテル等を留置している状態・気管カニューレを使用している状態等。					
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	
※終末期ケアを行った場合					

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） 780 円	78 円	156 円	234 円	月１回
※医療に従事する職員の賃金に改善を図る体制に伴う加算				
訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円	５円	10 円	15 円	月１回
※電子資格確認を行う体制を有し、システムを通じて診療情報を取得し活用して訪問看護を行う場合				

訪問看護情報提供療養費１ 1,500 円	150 円	300 円	450 円	月１回
※訪問看護ステーションと市町との連携を強化し、利用者に対する総合的な在宅療養を推進目的としたもの。ステーションから市町に対し必要な情報を提供した場合に月１回に限り算定。				
訪問看護情報提供療養費３ 1,500 円	150 円	300 円	450 円	月１回
※入院又は入所する利用者について、主治医が診療状況を示す文書を添えて紹介を行うにあたり、訪問看護ステーションが当該利用者等の同意を得て、当該保険医療機関に訪問看護に係る情報を提供した場合 ※特別の関係にある場合及び主治医の所属する保険医療機関と同一の場合は除く。				

※　請求金額（保険対応分）全てにおいて、10 円未満の端数がある場合は、四捨五入となります。

⑶　その他の料金

項目	１割負担	2割負担	3割負担	備考
訪問看護指示書料（１～６ヶ月有効） 3,000 円	300 円	600 円	900 円	
※主治医が発行する訪問看護指示書は医療機関でのお支払いになります。				
休日訪問 2,000 円	（１訪問につき）			
※利用者の都合により営業日以外にサービスを提供した場合。保険適用外料金。				

2024.6.1 改訂